

引取業者 申請等必要書類一覧

- ◇提出部数は正本1部です(控えが必要な場合は正本、副本1部)。
- ◇新規・更新の手続の際、手数料を現金で支払われる場合は、お釣りのないようお願いします。
- ◇変更・廃止の手続の際、副本の返却を郵送で希望される場合は、切手を貼った返信用封筒又はレターパック等の信書を郵送可能な封筒も提出してください。
- ◇申請書等への代表者印の押印は不要です。

書類名称	引取業者登録 (登録の更新)申請書 ※HPIに様式掲載	引取業者 変更届出書 ※HPIに様式掲載	引取業 廃止届出書 ※HPIに様式掲載	誓約書 (引取業用) ※HPIに様式掲載	住民票の写し	履歴事項全部証明書	残存フロン類の確認体制 説明書類
					〔本籍地記載あり マイナンバー記載なし〕		
					発行日から3か月以内のもの。 提出時に原本照合可能であれば、コピーでも可能です。		
注意事項	事業所、役員全員を書ききれない場合は、 「事業所一覧」「役員等一覧」を提出してください。 ※HPIに様式掲載				申請者が未成年者の場合は、法定代理人の住民票の写し(法定代理人が法人の場合は法定代理人の履歴事項全部証明書)が必要です。		「残存フロン類の確認方法」又は自動車整備士資格証等のコピーが必要です。
新規 窓口(要予約、現金のみ)、 電子申請(現金、クレジット可) 手数料:5600円	個人が申請	○			○		○
	更新 窓口(要予約、現金のみ)、 電子申請(現金、クレジット可) 期限日の2か月前から申請可能 手数料:3600円	法人が申請	○			○	○
変更 変更後30日以内に提出 窓口、郵送、電子申請	個人の氏名・住所		○		○		
	法人の名称・所在地		○		○	○	
	法人の代表者・役員		○		○	○	
	事業所の名称・所在地		○		○		
	事業所の追加		○		○		○
	事業所の廃止		○		○		
	残存フロン類の確認体制		○		○		○
廃業 廃業後30日以内に提出 窓口、郵送、電子申請			○				